

青森県報

第三千七十二号

平成二十一年
四月十五日
(水曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による調査機関の指定……………(同) ……二
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定……………(工業振興課) ……三
- 使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……四
- 過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事了了……………(道路課) ……五
- ……………(民生生活文化課) ……五
- ……………(食の安全・安心推進課) ……五
- ……………(食の安全・安心推進課) ……五

正 誤

平成二十一年三月三十一日号外第二十九号条例中……………(税務課) ……六

告 示

青森県告示第二百七十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 人三笠苑	弘前市大字堀越 一丁目二九三の	訪問介護	浦町ホーム テーブル ション	黒石市浦町一 丁目八二	平成 三・三・三
社会福祉法 人三笠苑	弘前市大字堀越 一丁目二九三の	通所介護	デイサ ービ スセン ター 浦町	黒石市浦町一 丁目八二	"

青森県告示第二百七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指 月 日 定
社会福祉法人 三笠苑	弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	浦町居宅介護支 援センター	黒石市浦町一丁 目八二	平成 三・三三

青森県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類		介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
			訪問介護	介護予防 通所介護		
社会福祉法 人三笠苑	弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	浦町ホーム ヘルパース テーション	黒石市浦町一丁 目八二	平成 三・三三		
社会福祉法 人三笠苑	弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	デイサービス 浦町センター	黒石市浦町一丁 目八二	"		

青森県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十第一項の規定により、次のとおり調査事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の四第一項の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住 所	調査事務を行う事務所の所在地	指 月 日 定
社団法人青 森県老人福 祉協会	青森市中央三丁目一 〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	平成 三・四一

青森県告示第二百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイセイ薬局岬台店	八戸市岬台三丁目六の一	平成三・四一

青森県告示第二百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
山谷医院	青森市小柳一丁目一七の二六	平成三・四一

青森県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
社会福祉法人七峰社	社会福祉法人幸仁	社会福祉法人幸仁	社会福祉法人幸仁	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	指定障害福祉サービス
弘前市大字白銀町二	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	主たる事務所の所在地
共同生活介護	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	居宅介護・重度訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	障害福祉サービスの種類
拓光園共同生活介護事業所	ゆきわり荘	ゆきわり荘	ゆきわり荘	特定非営利活動法人ヘルパースタッフ協議会	特定非営利活動法人ヘルパースタッフ協議会	特定非営利活動法人ヘルパースタッフ協議会	特定非営利活動法人ヘルパースタッフ協議会	障害福祉サービス事業を行う事業所
弘前市大字百沢字東岩三	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	青森市平岡五の六	所在地
三・四・一	三・三・三	三・三・三	三・三・三	三・一・五	三・一・五	三・一・五	三・一・五	年月日

青森県告示第百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	年月日
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福の八	知的障害者施設	知的障害者施設	弘前市大字高杉一	平成三・三・三
社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引	身体障害者施設	身体障害者施設	八戸市大字櫛引	"
社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引	身体障害者施設	身体障害者施設	八戸市大字櫛引	"
社会福祉法人北福社	上北郡東北町	行動援護	行動援護	上北郡東北町	三・三・九
社会福祉法人生活文化研究所	三戸郡五戸町	就労移行支援	就労移行支援	三戸郡五戸町	三・三・三

青森県告示第百八十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第百四号）第三十五条第一項第一号の規定により、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十五日

青森県告示第二百八十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水 崎一―六の五から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水 崎一―九の三まで	改築（道路改良）	平成 三・三・三〇

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコライフネットワークASK

三 代表者の氏名

工藤 浩也

四 主たる事務所の所在地

青森市港町三丁目三の二八

五 定款に記載された目的

この法人は、年々深刻化する環境問題に対して、市民、企業、行政がひとつのネットワークとして連携・協働しながら、地域に密着したエコ活動の推進・啓発を行い、地球環境にやさしい「循環型社会」の形成を目指すことにより、市民が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」の形成に資するとともに、地域の様々な人々が活動に参加し、そのつながりが強化されることにより、地域コミュニティーの再生を促すことを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十一年三月三十一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三六七号	化成肥料	有機入り燃焼灰ペレット	りん酸全量 一八・〇 加里全量 一五・五 く溶性苦土 四・〇	公定規格 のとおり	株式会社平成商事 青森市大字赤沼字下平六四八の一四

正
誤

平成三・三三 号外第一九号	発行年月日 発行番号
条 例	区 分
第五二 号	番 号
一	ペ ー ジ
上	段
ら 後 ろ か	行
「第一節 自動車取得税(第九十 二節 軽油引取税(第九十四 三節 第九十三條の十七 三條 第九十四條) 」	誤
「第一節 自動車取得税(第九十 二節 軽油引取税(第九十四 三節 第九十三條の十七 三條 第九十四條) 」	正

税
務
課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭